

平成22年12月27日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長 平嶋 壮州
室長補佐 大村 良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について
(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年12月10日から平成22年12月16日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/12/27)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年12月10日～12月16日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	20	19	2	0	0	41
職業安定局	143	41	16	1	0	201
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	4	3	1	0	0	8
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	0	1	0	0	1	2
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	167	64	19	1	1	252

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	29
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	147
法令遵守違反に関するもの	1
その他	75

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年12月10日～12月16日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	20件	19件	2件	0件	0件	41件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	6件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	24件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	10件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	県外で就職している子供が、会社から給料を支払ってもらえないとのことだが、なんとか払ってもらえないものか。		賃金不払等の労働基準法違反の事実が認められる場合は、監督署で事業主に対して是正指導を行う等の対応を行っているので、勤務先を管轄している監督署に相談いただくよう御案内いたしました。 なお、監督署への御相談は、来署・手紙・電話のいずれの方法によっても、また、匿名で行うことも可能であること、御相談された事実を会社に対して伏せて監督指導を行うことも可能であることなどについても御説明いたしました。 (後日、相談者の方がそのお子様に監督署に相談した内容を伝えたとこ、 「最寄りの監督署に行き、相談する」と言っていた。相談に丁寧に対応してくれたおかげで助かった。との連絡をいただきました。)
2	臨検監督時には事前に連絡を取ってから来てほしい。事前に連絡を受けても対策なんかできないし、できるとしてもたかが知れている。		臨検監督は、事業場の実態を把握する必要があることから、予告なしに実施することになっていることなどを説明し、御理解を求めました。
3	賃金不払のことで相談して、会社に指導してもらったが、初めに相談を聞いてもらった方と会社に指導してもらった方が違っていた。 私の思いが指導した方に通じているか心配なので、最初に相談した方がずっと担当するようにしてほしい。		相談内容等によっては担当者が交代することがあるが、その際には担当者間の事務引継を確実にしていることなどを説明し、御理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
4	パート労働者を1日の労働時間が6時間15分というシフトを組んで休憩なく働いてもらっているが、労働時間が6時間を超えたら休憩を45分とる必要があるとのことで、休憩を入れた拘束時間を7時間とするように監督署から指導された。パート労働者は休憩を取らず6時間15分の仕事で早く帰りたいと言っているので、本人が納得すれば、法律の制度を適用しないことも可能にしてもらいたい。		休憩時間は、ある程度労働時間が継続した場合に蓄積される労働者の心身の疲労を回復させるため、労働時間の途中に与えるべきこと等から最低基準の労働条件として法律で定められていることについて説明し、御理解を求めました。
5	当社は総務関係の業務はすべて本社で行っており、時間外労働及び休日労働に関する協定届は本社を管轄する労働基準監督署に提出すれば支店も含まれていると思っていたが取り扱いが違っていると聞いた。これらの届出は企業単位の届出とすべきではないか。		時間外労働及び休日労働に関する協定届は、労働基準法の適用単位である事業場ごとに届け出ることが原則であること、一定の条件を満たした場合に本社一括届出も可能であることなどを説明し、御理解を求めました。
6	特定最低賃金(産業別最低賃金)が年々上昇している。賃金単価が上がることで、雇入れをちゅうちょせざるを得ない企業が多くなる。賃上げと雇用の維持はバランスが崩れると二者択一を迫られることになることを認識した上で、特定最賃は決められるべきではないのか。		最低賃金は、労働者の生計費、通常の事業の支払能力等を勘案して、公労使三者構成の地方最低賃金審議会の審議を経て、決定されるものであること、政府としても最低賃金の引上げが円滑に実施されるよう、様々な取組に努めていることなどを説明し、御理解を求めました。
7	衛生管理者の試験が難しく、なかなか合格しない。特に化学物質などを使用していない当社には、全く必要とされない知識である。なぜ勉強する必要があるのか。		労働安全衛生法における衛生管理者の趣旨と目的を説明し、御理解をいただきました。
8	通院にかかる費用(移送費)を労災請求するよう医療機関から言われたので、労働基準監督署に問い合わせたところ支給対象となるかについては、請求後、調査して決定する旨、説明を受けた。医療機関は移送費について支給要件などについて把握しているのか。		医療機関においては、あくまで通院費等が支給の対象となり得ることを説明したものであり、実際に支給対象となるか否かについては、監督署が判断することになることなどを説明するとともに、今後とも周知に努める旨伝えて、御理解をいただきました。
9	精神障害の労災認定について、内容が難しくて分かりづら いから教えて欲しい。		御質問について丁寧に説明した後、精神障害の労災認定に関するパンフレット等の周知資料について、より内容が分かりやすいものにするため、適宜見直しなどしていることなどをお伝えし、御理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年12月10日～12月16日受付分

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 杉田 浩(内線5654) (直通:03-3502-6768)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	143 件	41 件	16 件	1 件	0 件	201 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	20 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	118 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	63 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限があり、改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、本年10月には事業主向けパンフレットの改訂し、より一層の事業主への周知啓発に努めているところです。
2	ハローワークの求人を増やして欲しい。		現在、ハローワークでは、求人確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	新しい求人検索端末は操作が複雑で時間がかかる。		新しい求人検索装置については、求人検索をより詳細に行えるよう機能を追加しているため、当分の間は操作方法をご案内するための職員を必要に応じて配置することとしております。わかりにくいことがございましたら、お近くの職員にお尋ねください。
4	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
6	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
7	ハローワークの庁舎内に寒いところがあるので、改善してほしい。		ハローワークを含む公共施設では、地球温暖化防止、CO2削減に配慮しつつ、利用者の皆様が快適に過ごすことができるよう、空調設備の設定温度を19度に設定しております。
8	ハローワークの駐車場が混んでいる。改善して欲しい。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。
9	ハローワークの開庁時間を延長して欲しい。		開庁時間を延長しているハローワークと、土曜日に開庁をしているハローワークをご案内するとともに、インターネットにて、終日求人検索等が可能な、「ハローワークインターネットサービス」「しごと情報ネット」等をご案内しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年12月10日～12月16日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	4件	3件	1件	0件	0件	8件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	4件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	子育てサポート企業の認定基準の中に「計画期間において、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること」という基準があるが、本人が当社の無給の看護休暇ではなく、年次有給休暇を望んだ場合、この基準を満たさないとされることに納得できない。認定基準の中には「年次有給休暇の取得促進のための措置の実施」もあることから、子の看護休暇の代わりに年次有給休暇を取得した場合も認定基準を満たす扱いにしてもらいたい。現行の認定基準は企業の実態からかけ離れており厳しすぎる。		認定制度の趣旨を説明し、貴重なご意見として承りました。
2	次世代法における「子育てサポート企業」の認定基準のひとつに「男性の育児休業等取得者が1名以上いること。」ということが定められていることによって、元々該当者がいない企業の場合は認定を受けたくても受けることができない。「一般事業主行動計画」を届け出、子育てサポートに努力していても、男性の育休取得者がいることという認定基準がある限り、何処にも「子育てサポート企業」としてのアピールができず悔しい思いをしている。認定基準について配慮を望むものである。		貴重なご意見として承りました。
3	労働者101人以上企業における一般事業主行動計画の策定・届出等の義務化について 行動計画の策定・届出時期に関わらず、平成23年4月以降は対象企業全てについて公表・周知も義務化とすべきである。 策定した行動計画の実効性の確保のために、行動計画の取組結果を労働局に報告すべきである。		貴重なご意見として承りました。
4	小規模の社会福祉施設に勤務しているが、育児休業を複数の者が取得予定である。代替要員が補充されないため他の者の負担が大きい。事業の運営を妨げる場合は取得を制限できるようにしてほしい。		法の趣旨を説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	職場におけるセクシュアルハラスメント対策のための相談窓口を企業内におくのではなく行政機関内においてはどうか。		相談窓口については、事業主に設置義務があることなど、男女雇用機会均等法に基づく事業主がセクシュアルハラスメントを防止するために雇用管理上講ずべき措置について説明しました。
6	一部のパンフレットについて需要が多く、配付部数に限りがあるとのことだが、無駄なパンフレットを整理するなどして予算を確保し、必要なものを作成するべきだ。		貴重なご意見として承りました。
7	パンフレットを多数作成する費用を、テレビでの視覚にはたらきかける手法での広報を行ったほうが効果的ではないか。		新聞広告等、視覚にはたらきかける手法での広報を行っていること、また今後も効果的な広報に努める旨ご説明いたしました。
8	年末の忙しいときに、文書を送付しないで欲しい。		文書の趣旨についてご説明し、ご理解を得ました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 課長補佐 尾崎 (内線3216)

平成22年12月10日～12月16日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	1件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	保険医療機関や保険薬局で交付される個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書(以下、「明細書」という。)は、万一、自分が入院した時に家族が活用できるよう、明細書にも医療機関名称・所在地・電話番号の記載を義務付けてほしい。 領収書には医療機関の名称等の記載はあるが、領収書とは別に保管しているので記載して欲しい。		ご意見のあった明細書への記載事項に関し厚生労働省保険局の通知及びこの通知に添付された明細書の雛形において、保険医療機関名称・所在地・電話番号は記載せねばならない事項とされていないことを説明するとともに、ご意見を厚生労働本省へ「国民の皆様の声」として報告する旨回答し、ご理解いただきました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。